

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	個人住民税に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

板倉町は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

群馬県板倉町長 栗原 実

公表日

平成27年6月25日

関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
事務の名称	個人住民税に関する事務
事務の概要	<p>・地方税法に基づき、住民・国税庁から提出された申告情報及び企業・年金保険者から提出された支払報告書を元に住民税額を計算し賦課する。</p> <p>・住民からの申請に基づき、住民税情報から所得証明書・課税証明書を発行する。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <p>住民・国税庁・企業・年金保険者・他自治体から申告情報を取得する。</p> <p>取得した申告情報の一部を委託業者に提供し、電子データ化する。</p> <p>各種申告情報 で作成した電子データを個人住民税システムに取り組み。</p> <p>賦課に必要な情報(生活保護・障害等)を照会し取得する。</p> <p>賦課情報を作成する。</p> <p>他自治体の資料については、当該自治体へ回送する。</p> <p>税額通知作成の委託先に賦課情報を提供する。</p> <p>課税決定者・年金保険者・各企業へ税額通知する。</p> <p>作成された賦課情報を他の税目に提供する。</p> <p>賦課情報に基づき、申請に応じて所得証明書・課税証明書を発行する。</p>
システムの名称	1.個人住民税システム 2.団体内統合宛名システム 3.中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)課税対象者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・番号法第9条第1項 別表第1の16の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第16条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令</p> <p>(別表第2における情報提供の根拠)</p> <p>1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 10, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項</p> <p>(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令における情報提供の根拠)</p> <p>第1条、2条、3条、4条、6条、7条、10条、12条、13条、19条、20条、22条、23条、25条、28条、31条、34条、35条、36条、37条、38条、40条、43条、44条、47条、49条、50条、51条、54条、55条、58条、59条</p> <p>(別表第2における情報照会の根拠)</p> <p>27の項</p> <p>(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令における情報照会の根拠)</p> <p>第20条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
部署	戸籍税務課
所属長	戸籍税務課長 丸山 英幸
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<p>郵便番号374-0192</p> <p>邑楽郡板倉町大字板倉2067</p> <p>受付窓口:板倉町役場 戸籍税務課 住民税係</p>
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<p>郵便番号374-0192</p> <p>邑楽郡板倉町大字板倉2067</p> <p>受付窓口:板倉町役場 戸籍税務課 住民税係</p>

しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	< 選択肢 > 1) 1,000人未満 (任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	< 選択肢 > 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	< 選択肢 > 1) 発生あり 2) 発生なし

しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる